

新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金事業について

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少している中小企業等が実施する、事業継続のために行う設備導入や売上の確保等につながる取組みを応援します。

1. 対象となる事業者の要件は、下記の①～④のすべてを満たしていることです。
 - ①鳴門市内に本店、主たる事業所又は本社機能を有する事業所を有するもの。
(個人事業主に関しては、住所が鳴門市内にあること。)
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、直近3か月間の売上高が前年同月比20%以上減少していること。
(事業開始が1年に満たない場合は、直近1か月の売上高が直近1か月を含む最近3か月間の売上高の平均に比して20%以上減少した者)
 - ③市税に滞納がないもの。
 - ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び第35条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業、暴力団員等でないこと。
2. 事業実施の対象となる期間は、令和2年4月1日から令和2年6月30日となります。
この期間内に支払いが完了している必要があります。
3. 申請の受付期限は令和2年7月31日となりますが、予算の上限に達し次第、申請の期限前でも申請受付は終了いたします。
受付は三密を避けるため、申請書を郵送ください。
4. 補助メニューは下記の(1)(2)です。同事業者が、両方を申請することは出来ません。
また1回限りの補助になります。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対応経営改善応援事業
 - ①新型コロナウイルス感染症の対策として、※中小企業等(小規模企業者含む)が事業継続のために行う新規事業、拡充事業や事業転換等に要する費用を補助。
(例)
 - a. インターネット販売の導入や強化による販路拡大
 - b. テイクアウト等の導入や強化による販売促進
 - c. 仕入先・原材料の変更や、自社製品化
 - d. 非対面ビジネスモデルへの転換
 - e. その他、a～d以外の事業
 - ②補助率及び補助上限額
補助率：10/10
補助上限額：10万円
 - ③対象経費

消耗品費（容器、箸、小分けソース等の調味料の購入等）
 広告宣伝費（チラシやメニュー印刷費、チラシ配布、ホームページ改修等）
 機械・設備等費（機械・装置、工具・器具の購入、制作、借用等）
 システム構築費（専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用等）
 物品購入費、クラウドサービス利用費、専門家経費、委託・外注費、その他経費

(2) 小規模企業者新型コロナウイルス感染症対応支援事業

①新型コロナウイルス感染症の対策として※小規模企業者が要する費用を補助。

②補助率及び補助上限額

補助率：10/10

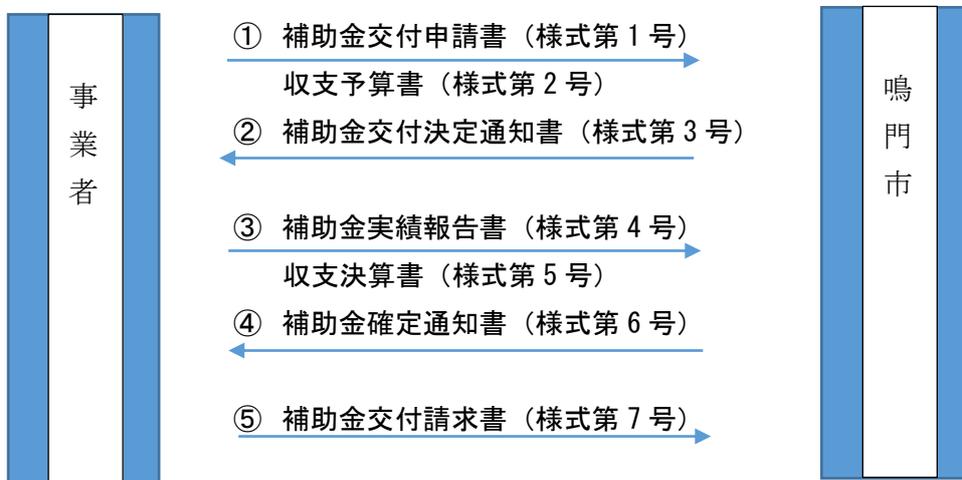
補助額一律：2万円（事業規模2万円以上）

③対象経費

消耗品費（マスク、消毒液、飛沫感染防止フィルム等の購入費用等）

その他、新型コロナウイルス感染症の対策に要する費用

(補助申請の手続きの流れ)



① 補助金交付申請(収支予算書含む) → ② 補助金交付決定 → 事業の実施

→ ③実績報告(収支決算書含む) → ④補助金確定 → ⑤補助金交付請求 →補助金支払

※（中小企業者及び小規模事業者の定義）

業種についての詳細は下記の日本標準産業分類表を確認ください。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
(ア) 製造業、建設業、運輸業、その 他の業種（(イ)～(エ)を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
(イ) 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
(ウ) サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
(エ) 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※中小企業基本法より

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（繊維・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲料サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
製造業その他	上記以外の全て